

「外国人との秩序ある共生社会推進室」の設置について

設置目的

- 我が国の成長型経済への移行を確実なものにするためには、海外活力の取り込みが不可欠。そのためにも、一部の外国人による犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民が不安や不公平感を有する状況も生じており、ルールを守らない方々への厳格な対応や、こうした状況に対応するための制度・施策の見直しが必要。
- 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進していくため、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置。

構成員

室長 内閣官房副長官補（内政担当）
室長代行 内閣官房副長官補（外政担当）
室長代理 出入国在留管理庁次長、内閣府政策統括官（重要土地担当）
次長 内閣審議官、関係府省庁局長級職員

※ 以上のほか、関係府省庁（内閣官房、法務省、出入国在留管理庁、内閣府、こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省、警察庁、国税庁、外務省、総務省、デジタル庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、観光庁）の課長級以下の職員。

取組方針

実態把握や国・自治体の情報基盤整備を行うとともに、法令遵守の徹底、制度の適正利用、透明性の確保の観点から、国内社会のグローバル化を前提としていない制度・運用全般を見直すなど、総合的・施策横断的取組を進める。

検討事項

- 出入国在留管理の一層の適正化
- 外免切替手続・社会保障制度等の適正化
- 国土の適切な利用及び管理
- 観光・短期滞在者への対応の強化